

令和4年度財政援助団体等監査（監査対象：株式会社グランビスタ ホテル&リゾート）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(1) 指摘事項 ア 物品の管理を適正に行うべきもの 協定書第11条において、指定管理者が利用料金収入で購入した物品の所有権は神戸市に属するものであること、指定管理者はこれら物品を神戸市物品会計規則及び関係例規に基づき管理すること、神戸市が定める物品管理簿を備えて整理し、購入及び廃棄等の異動について神戸市に報告すること等が規定されている。また協定書第13条において、指定管理者は各年度終了後、物品管理簿、物品異動報告書等を作成し、神戸市に提出しなければならないと規定されている。 神戸市物品会計規則第8条において「物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない。」とされ、同規則第10条において「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。」とされており、指定管理施設にある神戸市の備品の物品管理者は神戸市所管局の課長等である。 指定管理者は、独自様式の備品管理簿を作成して備品管理を行っていたものの、神戸市へ購入及び廃棄等の異動の報告を行っていなかった。また、神戸市に帰属する備品について、備品番号票等が明示されておらず帳簿との対照が困難で、備品の特定が行いづらい状況であった。 神戸市所管局は、指定管理者に利用料金収入で購入した備品が明確にわかる帳簿を提出させるとともに、物品会計規則に基づく物品管理簿に記載すべきである。また、指定管理者に対して備品番号票の貼付等により明示させ、神戸市に属する物品を特定、把握すべきである。そして、水族園閉園の際には、この物品管理簿をもとに物品の保管転換や譲渡等の処分方法に応じた適正な対応を行うべきである。	指定管理者は、備品管理簿を作成して管理を行っていたものの、物品の異動に関しては、物品異動報告書等の作成及び市への報告が、市と指定管理者双方で徹底されておらず、結果的に市への報告が漏れていた。 神戸市所管局においては、すでに指定管理者とともに備品の帰属主体を確認しており、指定管理者は、利用料金収入で購入した備品が明確にわかる帳簿を市に提出済みである。 市に属する物品については、神戸市の物品会計規則に基づき、物品管理簿への記載、及び備品番号票の貼付を行った。 そのうえで水族園の閉園に際し、すべての物品は協議のうえ、指定管理者に売却したことを受け、物品管理簿は廃止とした。	措置済